

岐阜市総総第 8 5 号
平成 1 1 年 5 月 3 1 日

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
水道部長 後 藤 嘉 明 様

岐阜市公文書公開審査会
会 長 室 井 力

公文書公開請求に対する一部非公開処分に関する
異議申立てについて（答申）

平成 1 1 年 3 月 4 日付け岐阜市水総第 9 2 4 号で諮問された岐阜市水道事業及び下
水道事業管理者の行った一部非公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当：総務部総務課法規係

答 申

第 1 審査会の結論

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が岐阜市北西部下水処理場の建設同意書（以下「本件同意書」という。）について行った一部非公開処分は、これを取り消し、全て公開すべきである。

第 2 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

平成 11 年 2 月 5 日付けで実施機関の行った本件同意書の一部非公開処分を取り消すべきである。

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 建設同意の主体及び印影が抹消されていること。
- (2) 各自治会長の連署がないこと。
- (3) 建設同意の条件に対する回答書がないこと。
- (4) それにもかかわらず、本件同意書は平成 10 年 5 月 15 日付けの都市計画事業認可申請書に添付されたこと。
- (5) もし、建設同意の団体が合渡自治会連合会であれば、同連合会に対し平成 4 年に岐阜市当局から本件下水処理場について「地域住民の建設同意を得てほしい」旨、申入れがあった経緯から見てもその団体名は、当然地域住民に公開されるべきであり、その会長名も「通常他人に知られたくないもの」とは到底考えられない。
- (6) また、もし建設同意の団体が下水処理場対策協議会であれば、同協議会は岐阜市当局の働きかけで平成 6 年に発足した、合渡校区 15 自治会（曾我屋地区 7、寺田地区 2、河渡地区 3、一日市場地区 3）の会長と曾我屋地区の農業改良組合長（現農政推進員）、農業調査員（同）、土地改良区役員各 5 名その他地権者役員、隣地役員等の協議機関（約 40 名）であるので、要望書の提出その他下水処理場対策の調整機関ではあっても、各自治会の意思決定機関ではない。
- (7) いずれにしても、これらの 2 つの団体は、いわば地域の公的任意団体であるので、団体名等を非公開とする理由はない。

しかしながら、本件建設同意書は、建設場所が特定されていない上、

自治会長会に諮らないで極秘に提出されたこと。

同意の条件が明記されていること。

同意の条件に対する回答書が存在しないこと。

地域住民に未公開であること。

等を考慮すると、本件同意書の実体は、要望書の再提出に過ぎないので、本件建設同意は、当然無効であり、したがってその同意を前提とする都市計画事業

の認可取得も同様に無効といわなければならない。

付言すれば、河川区域内の地権者の同意を得ないで行われた都市計画事業の許可取得は、明らかに平成9年2月6日の地権者説明会（用地買収の申入れ）での約束に反するものである。

本件同意書は、非申立人が都市計画事業許可申請のため取得した法人その他の団体に関する情報であるが、たとえ個人に関する情報であっても岐阜市公文書公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第3号八に該当するので、公益上公開が必要な情報である。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

本件同意書に記載されている情報のうち本件同意書を提出した団体の代表者（以下「該当者」という。）の氏名、団体名、役職名及び印影に関する部分は、条例第6条第1項第3号に規定に該当する。

該当者は、校区の代表者組織及び地元住民で組織される協議組織の代表者であり、その氏名、団体名、役職名及び印影に関する部分は、公開することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる情報に該当する。

また、本件下水処理場については、その建設に係る事業について様々な議論がなされているところであり、該当者が建設に同意している団体の代表者であることが公開されることにより、該当者個人の地域社会における立場及び私生活の平穏が損なわれるおそれがあると考えられ、通常他人に知られたくない情報に該当すると認められる。

第4 審査会の判断

1 条例の趣旨等

条例は、実施機関の責務として、公文書の公開に当たっては「個人の秘密その他通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない」（第3条）と規定し、また、第6条第1項各号に規定する非公開情報においてこれを明定（同項第3号）することにより、その保護を図っているところである。

一方、条例の究極の目的は、市が保有する文書を原則として公開し、これによって市政への市民の信頼を確保することであり、この目的を逸脱した解釈は許されない。

以上の条例の趣旨及び目的に照らし、本審査会は、本件同意書が条例第6条第1項各号の規定に該当するか否かを判断する。

2 本件同意書の内容及び性質

本件同意書は、合渡校区の住民からなる2団体により岐阜市長あてに作成されたものである。

記載されている内容は、岐阜市が同校区内で設置を予定している下水処理場建設に対し、平成9年8月及び同10年3月に提出した地域環境整備に関する要望事項を岐阜市が順次達成することを条件とするその建設に対する同意並びに該当者に係る情報である氏名、団体名、役職名及び印影である。

本件同意書は、平成10年5月1日付けで実施機関の補助組織である岐阜市水道部水道総務課に提出され、受け付けられた後、実施機関、市長の回覧の手続を経て、現在実施機関が保有しているものである。

したがって、本件同意書は、条例の対象となる公文書であると認められる。

3 条例第6条第1項第3号の該当性

実施機関は、本件同意書に記載されている団体の代表者に係る氏名、団体名、役職名及び印影に関する部分が条例第6条第1項第3号に該当するとして当該部分(以下「非公開部分」という。)を非公開とする一部非公開決定を行った。そこで、審査会は、非公開部分が条例第6条第1項第3号に該当するか否かを判断する。

(1) この規定は、公文書の公開によって得られる公益性と個人の権利利益の保護との調和を図るため、個人の秘密その他の通常他人に知られたいと認められる情報を非公開情報として定めたものである。

なお、個人情報とは、従前「個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得る」ものであれば非公開とすることができるとされていたのであるが、平成10年岐阜市条例第2号により、「通常他人に知られたいと認められるもの」についてのみ非公開とすることができるというように改正されている。

したがって、本件同意書は、改正後の規定が適用される公文書である。

非公開部分には、氏名、団体名等の情報が記載されており、これらは「個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得る情報」に該当すると認められる。

一方、この規定により非公開とすることができるとする情報は、「通常他人に知られたいと認められるもの」でなければならない。この要件を満たすためには、個人情報を公開されることにより特定される者が主観的に当該個人情報を知られたいと望むことのみではならず、それを望むことが客観的にも正当と認められるものでなければならない。

(2) まず、実施機関の主張する非公開理由の是非につき判断する。

第1に、該当者は、実施機関が秘匿すべきであると主張する情報、即ち当該建設に同意する団体の代表者の地位にあることを特に秘匿していると認められる事実は存在しない。第2には、本件同意書の内容やこれを岐阜市長あてに提出したことについても当該団体の関係者、地元住民等に対して秘密にされているという事実も認められない。

(3) また、実施機関は、該当者自らが氏名、団体名、役職名等の秘匿を望んでい

ないとしても、本件下水処理場の建設事業について様々な議論がなされているところであり、非公開部分に記載されている情報が公開されることにより該当者が建設に同意している団体の代表者であることが特定されると、該当者個人の地域社会における立場及び私生活の平穩が損なわれるおそれがあると主張する。

しかし、本件同意書を公開しても、該当者個人の社会的立場及び私生活上の平穩が損なわれる明白なおそれがあるとは認められない。実施機関からこの認定を覆すに足りる説明はなされていないので、実施機関の主張は、単に一般論として権利侵害の抽象的な可能性を指摘しているに過ぎないものと判断せざるを得ない。

(4) 以上の次第で、非公開部分に記載されている情報を非公開とする理由は、認めることができない。

よって、異議申立人の異議申立理由の是非につき判断するまでもなく、非公開部分は、条例第6条第1項第3号に規定する情報に該当しない。

4 条例第6条第1号第5号口の該当性

なお、本審査会が行った非公開理由の聴取における実施機関の主張の中には、該当者の氏名等を公開することが今後本件事業に支障を与え、又はこれと同様の事務又は事業を進める上で同様の同意書を得ることを困難とさせ、これら事務又は事業の公正又は適正な執行を妨げるおそれを生じさせるとの趣旨によると認められるものがあるので、条例第6条第1項第5号口に該当するか否かについても判断する。

(1) この規定は、市等が行う事務事業の性質、内容等に着目し、公正又は適正な行政執行を確保する観点から非公開情報を定めたものである。

本件同意書は、本件都市計画事業認可手続の過程において取得したものであり、この事業に同意するという意志を表示したものであるので、この規定の「市……の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当する。

(2) 一方、この規定により非公開とすることができる情報は、「公開することにより、その公正又は適正な執行を妨げるおそれがあるもの」でなければならない。

しかし、本件のような事業に係る同意書は、その性格上、通常公開されることが予見されるものであり、また、本件同意書においては、前述したように、その内容等は秘匿されていないのであるから、非公開部分に記載されている情報を公開しても、本件事業はもとより他の同様な事務又は事業の公正又は適正な執行につき、これを妨げるおそれがあるとは認められない。また、実施機関は、この認定を覆すに足りる説明をしていない。

よって、非公開部分は、条例第6条第1項第5号口に規定する情報に該当しない。

5 結論

上記 1 から 4 までの理由により、第 1 のとおり判断する。

第 2 審査会の審議経過等

平成 11 年 1 月 25 日 公文書公開請求
同年 2 月 5 日 実施機関の一部非公開決定
同月 9 日 異議申立て
同年 3 月 4 日 諮問
同月 5 日 異議申立人から異議申立理由追加書提出、受付
同月 19 日 実施機関に非公開理由に係る陳述書の提出依頼通知
同月 26 日 同陳述書提出、受付
同月 31 日 異議申立人に陳述書の写し送付、陳述書に対する意見書の提出及び口頭での意見陳述の申出通知
4 月 12 日 異議申立人から異議申立関連意見書及び異議申立関連意見書補足書提出、受付
異議申立人から口頭での意見陳述を希望しない旨の申出、受付
同月 19 日 審議
実施機関から非公開理由の聴取
5 月 31 日 答申